

幼児用鉄棒の検査マニュアル

昭和49年11月25日

製品安全協会

安全性品質について

1 構造、外観及び寸法の検査は、鉄棒を水平、平たんな床などに静置して行うものとする。

1.(1) 認定基準

「変形等」とは、著しい曲り、傾き、がたつき又はき裂、破損などをいう。

1.(2) 認定基準

「著しく突出していない」とは、被服などが容易に引っかからない形状であることをいう。

1.(3) 基準確認方法

組立部、切断部分、バーの高さなどの調節部、折り曲げ部分、かしめ部などにおいて 傷害を与える恐れのある部分には、容易にはずれたり、こわれたりしない構造のものでカバーされているか又は面取の加工などが施されていること。

1.(4) 基準確認方法

バーの高さが調節できる構造のものにあっては、バーを最大使用高さにして、測定する箇所は、バー中央部の上面から床までの最短距離とする。

1.(5) 認定基準

「バーの有効長さ」とは、バーを接合する構造のものにあっては、図1に示すように接合部品内面間の距離（L）、鉄パイプなどを折り曲げてバーを形成したものにあっては、図2に示すようにバーが床に水平になる部分間の距離（L'）をいう。

図 1

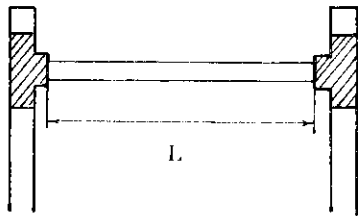
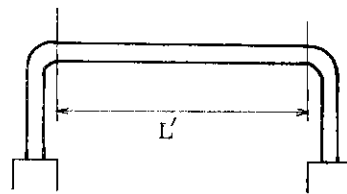


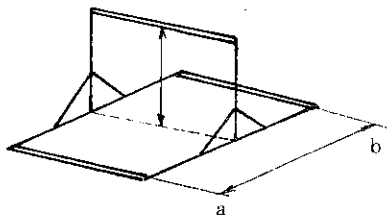
図 2



1.(7) 基準確認方法

1.(4)の測定値とバーに直角に安定わく前後の内面の間隔（a b）を測定したとき、バーの有効長さの範囲において基準を満足すること。

図



2 基準確認方法

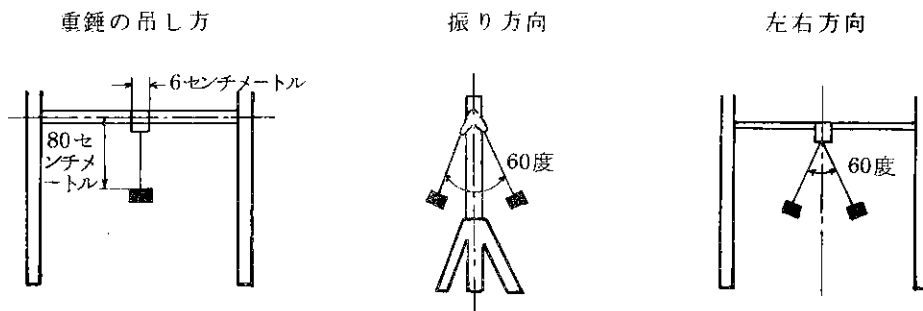
- (イ) バーの高さが調節できる構造のものにあっては、バーの高さは任意の位置とする。
- (ロ) トルクを加える箇所は、バーの中央部とする。

3 認定基準

「使用上支障のある変形等の異状」とは、ゆるみ、がた、著しい曲り、傾き、がたつきなどをいう。

3 基準確認方法

- (イ) 鉄棒を水平、平たんな床などに静置して検査を行うものとし、重錘の吊し方、振り方向、振り角度は次の図のとおりとする。ただし、80センチメートルで重錘が床に接するものについては床に接しない程度に吊して行うものとする。
- (ロ) 重錘の形状は、直径約30センチメートルの底面を有するものとする。



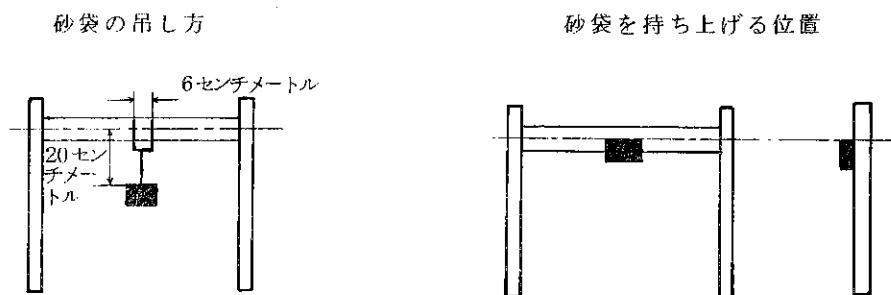
- い) 検査中に移動、浮き、ゆれなどが生じても支えずにそのまま検査を続行すること。ただし、しばしば転倒する場合は検査を中止し不適合とする。

4 認定基準

「使用上支障のある変形等の異状」とは、ゆるみ、がた、著しい曲り、傾き、がたつきなどをいう。

4 基準確認方法

- (イ) 鉄棒を水平、平たんな床などに静置して検査を行うものとし、砂袋の吊し方、持ち上げる位置は次の図のとおりとする。



- (ロ) 砂袋の形状は、直径約20センチメートルの底面を有するものとする。
- い) 検査中に移動、浮き、ゆれなどが生じても支えずにそのまま検査を続行すること。ただし、しばしば転倒する場合は検査を中止し不適合とする。

5 基準確認方法

- (イ) 部品又は付属品の色違いのものについては、色ごとに衛生試験を行うものとする。
- (ロ) 複合体で表・裏の構成が異なるもの（例えばビニルレザークロスなど）で片面のみが幼児に接触すると認められるものは、その片面について衛生試験を行うものとする。
- (ハ) 試験試料の大きさ約10×20センチメートルの範囲で、柄、模様面（印刷面を含む）が単色になる場合は単色ごととし、混色になる場合には混色で衛生試験を行うものとする。

7 基準確認方法

付属品で、安全性を損うと考えられ特に検討を要するものについては、専門部会又は検査マニュアル委員会で審議するため、申請者又は検査協会は製品安全協会に諮問することとする。

表示及び取扱説明書について

1 認定基準

「容易に消えない」とは、手又は布でこすったとき、消滅又ははく離しないことをいう。

(注) 各部の名称は次のとおりとする。

